

3. 調査票及び単純集計結果

「都市における廃棄物管理に関する調査」

平成9年8月

全国市長会

財団法人 日本都市センター

調査票記入・返送上のお願い

- ① この調査票は、全国市長会の委託に基づき、財団法人日本都市センターに設置された「廃棄物に関する都市政策研究会(座長：寄本勝美早稲田大学政治経済学部教授)」において作成されたものです。
- ② 貴市の意見や方針に係わる回答は、市長の意向や施政方針等に基づいてお書き下さい。なお、本調査で取りまとめたものは、原則として個別市名は掲載しないことといたしております。
- ③ 質問への回答方法は、回答選択肢の番号に○をつけるものが中心ですが、その他に数値を記入するもの、文章で記入するものがあります。それぞれの質問文の指示に沿ってご回答ください。
- ④ 選択肢の番号に○を付ける場合、質問によって「1つ」、「3つ以内」、「あてはまるもの全て」などとなっています。それぞれ質問文の指示に沿ってご回答ください。
- ⑤ 回答の時点は、原則として、平成9年8月1日現在でお答えください。なお、質問文中に特別の指示がある場合は、それに従ってください。
- ⑥ ご記入いただいた調査票については、お忙しい折とは存じますが、平成9年9月10日(水)までにご返送くださいますようお願い申し上げます。
- ⑦ ご返送の際には、調査票でお願いしている資料も同封してください。
- ⑧ 連絡・問い合わせ先 全国市長会社会文教部・(財)日本都市センター 研究室
TEL：03-3265-8211 (内線 320・328・330)

◎ 調査項目

〔一般廃棄物関係〕

- I. 資源循環型社会の構築に向けた取り組み
- II. 廃棄物処理の体制と圏域
- III. 焼却施設の状況
- IV. 廃棄物処理に関する技術開発
- V. 廃棄物関係施設の立地及び周辺対策
- VI. ごみ処理の有料化
- VII. 政策対応の基本姿勢

〔産業廃棄物関係〕

- VIII. 産業廃棄物への対応

【あらかじめ、貴市の概況等をお聞きします】

- F. 1 市 名 都・道・府・県 _____ 市
- F. 2 市町村コード (都道府県コード) (市町村コード)
 [全国地方公共団体コード]
- F. 3 人 口 _____ 人
 [平成9年3月31日現在の住民基本台帳をもとに、外国人登録者を含む。]
- F. 4 世 帯 数 _____ 人
 [平成9年3月31日現在の住民基本台帳をもとに、外国人登録者を含む。]
- F. 5 面 積 _____ Km²
 [小数点以下は四捨五入して記入]
- F. 6 昼夜間人口比 _____
 [平成7年国勢調査/平成7年10月1日現在、小数点以下は四捨五入して記入]
- F. 7 調査回答に関する問い合わせ先 所属部課名 _____
 職・氏名 _____
 連絡先TEL _____ (内線: _____)

1. 資源循環型社会の構築に向けた取り組み

(単位：％)

Q1 資源循環型社会の構築に向けての取り組みが多く地域で行われていますが、貴市での取り組みのうち、特に力を入れているのは次のどれですか。(あてはまるもの3つに○)

1. ごみの発生及び排出の抑制のための製造者、販売者、市民等への啓発・指導	87.7
2. 古紙等のリサイクル市場の確立・活性化	31.7
3. 資源化技術の開発及び支援等	7.2
4. 減量化・リサイクル施設の整備	60.5
5. リサイクル・ごみ処理コスト情報等の公開	19.4
6. 地域及び行政の総合的対応等のためのシステム整備	22.7
7. その他(具体的に:)	11.5
8. 特にない	2.7
N A	0.1

Q2 資源循環型社会の構築に向けて、最も重要だと考えられる担い手は次のどれでしょうか。(あてはまるもの1つに○)

1. 生産・製造事業者	57.5
2. 流通・販売事業者	3.6
3. 市民	20.9
4. 市町村	0.4
5. 都道府県	0.1
6. 国	15.2
7. その他(具体的に:)	1.8
N A	0.3

Q3 貴市では、廃棄物減量等推進審議会等の審議会を設置していますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく審議会を設置している	45.7
2. 設置していないが、それと同じ役割をもつ審議会を設けている →具体的な名称 _____	16.6
3. 設置していないが、今後設置する予定	5.7
4. 設置していない	31.4
N A	0.6

Q4 貴市では、市民発案型の市民、事業者、行政からなる情報や意見の交換の場(審議会を除いた会議など)を設けていますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 設置している → SQ 4-1 へ	22.3
2. 設置しているが、市民・行政のみで事業者は入っていない	7.6
3. 設置しているが、事業者・行政のみで市民は入っていない	0.6
4. 設置を検討している	3.9
5. 設置していない	61.9
6. その他(具体的に:)	2.8
N A	0.9

SQ4-1 その名称・概要をお書きください。(自由記入)

名称 [_____]
 概要(目的、開催状況、構成メンバー等) [_____]

Q5 貴市では、廃棄物減量等推進員を設置していますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|--|------|
| 1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく推進員を設置している | 29.1 |
| 2. 設置していないが、それと同じ役割のしくみがある
→具体的名称 _____ | 19.3 |
| 3. 設置していないが、今後設置する予定 | 9.1 |
| 4. 設置していない | 41.4 |
| N A | 1.0 |

Q6 廃棄物の減量化、リサイクル等を推進するための地方公社等の出資組織を設置していますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|------------|------|
| 1. 設置している | 3.9 |
| 2. 検討中 | 0.4 |
| 3. 設置していない | 95.4 |
| N A | 0.3 |
- SQ6-1, 6-2 へ

SQ6-1 その名称と設置時期をお書きください。(自由記入)

名称 _____
設置年 19__年 平均 88.3年

SQ6-2 その主要な活動内容はどんなことですか。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|-----------------------------|------|
| 1. 減量化・リサイクル活動のための交流事業・イベント | 27.6 |
| 2. 減量化・リサイクル推進のための研究開発 | 10.3 |
| 3. 減量化・リサイクル施設等の管理運営 | 82.8 |
| 4. その他(具体的に: _____) | 17.2 |
| N A | 3.4 |

Q7 貴市では、減量化・リサイクルに関する市民ボランティアやNPO活動が行われていますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|--------------|------|
| 1. 行われている | 58.6 |
| 2. ほとんどみられない | 16.7 |
| 3. 把握していない | 23.6 |
| N A | 1.0 |
- SQ7-1 へ

SQ7-1 主な活動内容はどんなことですか。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|---------------------|------|
| 1. 啓発、イベント | 39.0 |
| 2. 市民サイドからの問題等の提起 | 19.4 |
| 3. 減量・リサイクル活動の実施 | 87.0 |
| 4. その他(具体的に: _____) | 5.1 |
| N A | — |

Q8 貴市では、ごみの減量化、リサイクル等について、市民、事業者、行政等が何をすべきかを定めた行動計画(例:ごみ減量化資源化行動計画)を策定していますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|------------|------|
| 1. 策定している | 17.8 |
| 2. 検討中 | 12.3 |
| 3. 策定していない | 68.8 |
| N A | 1.2 |
- ※その行動計画を一部ご恵与ください

Q 9 貴市では、減量化やリサイクルを促進するための情報を作成し、市民等に提供していますか。
(あてはまるもの1つに○)

1. 提供している	————→ SQ9-1、9-2 へ	79.8
2. 検討中		7.8
3. 提供していない		12.1
N A		0.3

SQ9-1 それは主にどのような情報ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. ごみや資源の品質や発生量等		82.4
2. リサイクル施設・廃棄物処理施設等の状況		56.0
3. 処理コストなどの経費		51.7
4. フロン等の地球環境問題等		26.8
5. その他(具体的に:)		16.7
N A		0.6

SQ9-2 それは主にどのような情報媒体によって、提供していますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 市の広報紙(誌)		93.6
2. パンフレット		59.2
3. シンポジウム・講演会		18.5
4. マスコミ(テレビ・ラジオ、新聞)		15.9
5. ビデオ		18.2
6. ホームページ等の新しいメディア		4.5
7. その他(具体的に:)		19.3
N A		0.6

Q10 容器包装リサイクル法が施行され、本年4月1日からはペットボトル、ガラス製容器の再商品化義務の規定が発効しましたが、現時点でどのようなことが問題だと思えますか。(あてはまるもの全てに○)

01. 分別収集のコストが予想以上に大きい		63.4
02. 住民の協力が不十分である		22.1
03. 逆有償が解消されず、自治体の負担が大きい		39.5
04. 指定法人に委託した方が負担が大きい		26.6
05. 分別基準が実情にあっていない		19.6
06. 分別基準に適合させるための選別や保管のコストがかかりすぎる		60.5
07. 空き缶類が逆有償になっているので、再商品化義務を課すべき		10.5
08. 紙パックが逆有償になっているので、再商品化義務を課すべき		7.8
09. プラスチックや紙容器の分別収集は困難である		36.5
10. その他(具体的に:)		10.9
N A		1.9

Q11 容器包装リサイクル法は、自治体にとって容器包装の減量化やリサイクルの促進からみて有効な制度だと思えますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 有効な制度である		4.6
2. おおむね有効な制度だが、改善すべき点がある		59.2
3. あまり有効な制度とはいえ、改善すべき点が多い		28.3
4. 有効な制度とはいえ、抜本的に見直すべき		7.2
N A		0.7

Q12 資源循環型社会の構築に向けて市民、事業者、行政等のパートナーシップを促進するために、貴市が進められている事業、施策等がありましたらお書きください。(自由記入)

[]

II. 廃棄物処理の体制と圏域

Q13 次の廃棄物処理に係る事務・業務は現在、貴市単独で行っていますか、それとも他の自治体と事務組合を構成するなど共同で行っていますか。（それぞれあてはまるもの1つに○）

注）＊「単独」「共同」には、実際の処理方法（直営、委託、許可業者等）を問いません。
＊同一項目内で「単独」と「共同」の両方がある場合は、「共同」としてお答えください。

	単 独	共 同	当該処理はない	N A
(1)収集・運搬	89.8	10.0	—	0.1
(2)選別・資源化	58.1	34.8	6.0	1.0
(3)焼却	48.1	48.9	2.2	0.7
(4)最終処分	53.1	43.0	3.4	0.4

→ SQ13-1へ

SQ13-1 Q1で「選別・資源化」「焼却」「最終処分」について「単独」と答えた市にお聞きします。それらの処理・処分は、貴市の市域内で行われていますか、それとも市域外で行われていますか。（それぞれあてはまるもの1つに○）

注）同一項目内で「市域内」と「市域外」の両方がある場合は、「市域外」としてお答えください。

	市 域 内	市 域 外	N A
(1)選別・資源化	83.8	15.9	0.3
(2)焼却	97.8	1.9	0.3
(3)最終処分	83.1	16.3	0.6

Q14 国では現在、焼却施設の大規模化、広域化の推進を要請していますが、貴市はその必要性についてどうお考えですか。（あてはまるもの1つに○）

1. 必要である 61.0
2. 必要ではない 19.0
3. 分からない 17.5
N A 2.5

(理由を具体的に)

Q15 焼却施設の大規模化、広域化について、貴市では今後どのような対応をお考えですか。（あてはまるもの1つに○）

1. 推進する 18.4
2. 問題はあるが、推進せざるを得ない 36.6
3. 問題が多く、推進することは困難である 21.8
4. 推進しない 9.3
5. 分からない 11.8
N A 2.1

Q16 貴市又は貴市が属する事務組合等では、下記について民間委託を行っていますか。（それぞれあてはまるもの1つに○）

	委託している (一部委託を含む)	委託していない	当該業務・施設 はない	N	A
(1) 収集・運搬業務	82.7	15.7	1.2		0.4
(2) 選別・資源化施設 の管理運営	59.9	26.0	12.7		1.3
(3) 焼却施設の管理 運営	38.6	56.8	3.4		1.2
(4) 最終処分場の管 理運営	33.6	51.9	13.6		0.9

注) 「管理運営」には、施設の維持・補修、清掃、警備等の軽微なものを除きます。

Q17 今後、民間委託についてはどのような方針をもっていますか。（それぞれあてはまるもの1つに○）

	積極的に進 める予定	やや進める 予定	特に進める 予定はない	分からない	当該業務・施 設を設けない	N	A
(1) 収集・運搬業務	40.1	21.4	27.1	6.6	0.6		4.3
(2) 選別・資源化施 設の管理運営	32.7	15.5	29.4	12.1	5.4		4.8
(3) 焼却施設の管理 運営	24.2	12.9	40.5	15.1	3.3		4.0
(4) 最終処分施設の 管理運営	19.7	8.4	43.9	14.6	9.1		4.2

注) 「管理運営」には、施設の維持・補修、清掃、警備等の軽微なものを除きます。

Q18 Q16, Q17の民間委託に関し、特に問題やネックになっていることや、問題になると思われることがありましたらお書きください。（自由記入）

[]

Q19 焼却施設について民営化を強化するという考え方（企業等による施設の設置、運営等）が一部にあります。それについて貴市ではどう考えますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|---------------------|------|
| 1. 望ましいし、実現可能と考える | 10.8 |
| 2. 望ましいと思うが、実現性は乏しい | 35.0 |
| 3. 特に望ましいと思わない | 46.8 |
| 4. その他（具体的に：) | 3.4 |
| N A | 4.0 |

Q20 廃棄物処理以外に、減量化やリサイクル等に関して現在広域・共同で取り組んでいる事業、施策等がありましたらお書きください。（自由記入）

[]

III. 焼却施設の状況

Q21 焼却施設を設置していますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 単独で設置しているもののみ	→ SQ21-1, 21-2 へ	48.3
2. 事務組合等で共同設置しているもののみ	—	45.9
3. 単独設置と共同設置のものがある	—	2.8
4. 設置しておらず、他の自治体、民間等への委託等により処理している (具体的に:)		0.3
5. 焼却処理を行っていない(具体的な処理方法:)		2.5
N A		0.1

SQ21-1 焼却施設の数をお教えください。(数値記入)

注) 重複を避けるため、事務組合等で共同設置している施設の場合は、その管理者を務める市のみ計上してください。なお、町村が管理者を努めている場合は、貴市で計上し欄外に注記してください。(従って、事務組合等による設置施設があっても0になることがあります。その際には、SQ21-2は未記入になります。)

回答合計	758	施設
------	-----	----

SQ21-2 上記の焼却施設それぞれの概況について教えてください。(施設名記入、各項目あてはまるもの1つに○)

注) SQ21-1の施設数分のみ記入してください。なお、施設が7カ所以上ある場合は用紙をコピーして追加記入してください。

注) 「公称処理能力」は、施設の老朽化等により実処理能力と極端に異なる場合は、実処理能力でお答えください。

(1) 施設名	(施設 1)	(施設 2)	(施設 3)	(施設 4)	(施設 5)	(施設 6)	
(2) 設置形態	1. 市単独で設置						61.5
	2. 事務組合等で共同設置						38.0
	N A						0.5
(3) 市域内(町村に置かれていた場合は当該町村の区域内)における施設立地位置	1. 既成市街地又はその近辺						23.9
	2. 今後、市街化が見込まれる地域						7.0
	3. 市街化が見込まれない市域の外れに属する地域						46.8
	4. 市域境等の地域						19.9
(4) 公称処理能力(t/日)	N A						2.4
	1. 30 t 未満						5.9
	2. 30 t 以上 50 t 未満						9.8
	3. 50 t 以上 100 t 未満						23.7
	4. 100 t 以上 200 t 未満						28.0
	5. 200 t 以上 300 t 未満						11.5
6. 300 t 以上						20.7	
	N A						0.4

(5) 供用開始からの経過年数	1. 5年未満						17.4
	2. 5年以上10年未満						18.2
	3. 10年以上15年未満						21.1
	4. 15年以上20年未満						21.1
	5. 20年以上						21.9
	N A						0.3
(6) 発電・売電の有無	1. 発電有・売電有						12.0
	2. 発電有・売電無						8.8
	3. 発電無						78.6
	N A						0.5
(7) その他余熱利用の有無 (「場内」には施設に付随する敷地内を含む)	1. 場内利用有・場外利用無						45.9
	2. 場内利用無・場外利用無						22.8
	3. 場内利用有・場外利用有						27.7
	4. 場内利用無・場外利用有						2.1
	N A						1.5

→ SQ21-3 へ

SQ21-3 SQ21-2 (7) において場外へ余熱を供給している焼却施設が1つでもある市にお聞きします。

(1) 余熱利用施設数をお教えてください。(数値記入。ない場合も「0」と記入してください。)

1) 余熱利用施設数(下記の合計)		回答合計	300	施設
内訳	2) 温室、植物園等(これらを主な構成要素とする施設を含む)	回答合計	21	施設
	3) 温水プール(これを主な構成要素とする施設を含む)	回答合計	104	施設
	4) 上記以外の住民利用施設(福祉施設等を含む)	回答合計	133	施設
	5) 住民利用施設以外(具体的に:)	回答合計	42	施設

(2) 上記の余熱利用施設以外に、場外へ何かサービスを提供しているものがありますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 地域冷暖房	回答合計	1件
2. 地域への温水供給	回答合計	4件
3. ロードヒーティング	回答合計	—
4. その他(具体的に:)	回答合計	4件

IV. 廃棄物処理に関する技術開発

Q22 貴市又は貴市が属する事務組合等で設置している焼却施設に関して今後、設備面、技術面で改良・改善が求められるのは、主にどのようなことですか。(あてはまるもの2つ以内に○)

1. ダイオキシン類等有害物質・公害の発生抑制	79.5
2. エネルギーの有効回収・利用	17.0
3. 燃焼効率の向上	13.8
4. 残渣の減容化	28.1
5. 設備の耐久性	23.5
6. 作業環境の快適性、労働安全性の確保	6.3
7. その他(具体的に:)	5.5
8. 施設がない	2.7
N A	2.2

Q23 近年、可燃ごみの単なる焼却を超える処理技術、焼却に変わる処理技術の開発が進む中で、貴市又は貴市が属する事務組合等で特に導入したり、検討している技術はありますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

	導入している	導入を検討している	今後検討したい	特に考えていない	N A
(1) スーパーごみ発電	1.6	3.0	19.4	65.6	10.3
(2) 固形燃料化(RDF)	2.1	6.9	36.2	47.4	7.5
(3) ごみ直接熔融(ガス化熔融)	0.7	4.9	27.7	57.5	9.1
(4) 灰熔融	3.6	12.6	38.4	37.2	8.2
(5) 熱分解(ガス化、油化等)	0.3	2.1	16.3	69.8	11.5
(6) コンポスト化 (コンポスト容器を除く)	3.1	1.6	19.0	66.8	9.4
(7) し尿処理施設での生ごみ等の処理(汚泥再生処理機等)	0.3	1.6	8.4	78.9	10.8
(8) その他(具体的に) ()	0.7	1.6	1.3	36.3	59.9

Q24 廃棄物処理・リサイクルの技術は日進月歩であり、今日いろいろな技術が開発されていますが、貴市又は貴市が属する事務組合等では現在、このような新しい技術について技術開発や調査研究をしていますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 技術開発・調査研究に取り組んでいる → SQ24-1へ	8.5
2. 情報の収集程度である	66.1
3. 特に行っていない	23.6
N A	1.8

SQ24-1 それはどのような手法で行っていますか。（あてはまるもの全てに○をつけ、それぞれについて具体的なテーマ等を記入してください。）

1. 単独での開発・研究	17.5
2. 他都市、公的試験研究機関等との共同開発・研究	7.0
3. 企業、民間研究機関、市民団体等民間との共同開発・研究	38.6
4. 公的機関等と民間を併せた共同開発・研究	26.3
5. 公民問わず外部への開発・研究委託	12.3
6. その他（具体的に： _____）	14.0
N A	—

Q25 新たな処理施設の建設や新しい処理技術の検討等を行うに当たり、特にどのようなことが問題だと考えますか。（あてはまるもの3つ以内に○）

1. 技術スタッフが不足している	30.0
2. 自治体に専門家がない	52.3
3. 研究開発に専念できる組織がない	33.8
4. 研究開発のための予算がない又は乏しい	27.1
5. 技術情報の収集においてメーカーに依存する割合が大きすぎる	54.4
6. 自治体間の情報のやりとりが不足している	16.1
7. 施設・処理設備等が全国共通仕様となっていないためコスト高になっている	24.5
8. その他（具体的に： _____）	3.4
9. 特に問題意識や必要性を感じていない	2.4
N A	4.8

Q26 国の機関に行ってもらいたい技術開発・研究のテーマ、また自治体間で連携・共同して行う必要があると考える技術開発・研究のテーマにはどのようなものがありますか。（それぞれ自由記入）

（国への要望テーマ）

（自治体間共同テーマ）

V. 廃棄物関係施設の立地及び周辺対策

Q27 貴市において、現在、一般廃棄物関係施設の立地等に関連して地域住民等との意見の食い違いや対立等が起こっていますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | | |
|-------|----------------------------|------|
| 1. ある | ————→ SQ27-1, 27-2, 27-3 へ | 19.9 |
| 2. ない | | 78.9 |
| NA | | 1.2 |

SQ27-1 その件数はどれくらいですか。次の区分から選んでください。(あてはまるもの1つに○)

- | | | |
|------------|--|------|
| 1. 1件 | | 53.4 |
| 2. 2～3件 | | 38.3 |
| 3. 4～5件 | | 3.8 |
| 4. 6件以上() | | 3.0 |
| NA | | 1.5 |

SQ27-2 その施設はどのようなものですか。(あてはまるもの全てに○)

- | | | |
|----------------|--|------|
| 1. リサイクル施設 | | 15.8 |
| 2. 焼却施設 | | 62.4 |
| 3. 最終処分場 | | 57.1 |
| 4. その他(具体的に:) | | 9.0 |
| NA | | — |

SQ27-3 その対立等について(複数の場合には、最近の例を1つ選んでください)、発生の契機、背景、理由等を教えてください。(あてはまるもの全てに○)

- | | | |
|----------------------|--|------|
| 1. 公害問題 | | 84.2 |
| 2. 当該地域への同一又は類似施設の集中 | | 29.3 |
| 3. 交通安全、交通渋滞 | | 14.3 |
| 4. 防災上の問題 | | 6.0 |
| 5. 自然保護 | | 16.5 |
| 6. 文化財保護 | | — |
| 7. 地域のイメージダウン、地価の低下 | | 45.1 |
| 8. 行政の対応上の不備 | | 27.1 |
| 9. その他(具体的に:) | | 10.5 |
| NA | | 0.8 |

Q28 一般廃棄物関係施設の立地に関して、現在行っている主な事業、対策等は次のうちどのようなものですか。(あてはまるもの全てに○)

- | | | |
|--------------------------------------|--|------|
| 1. 徹底的な住民説明 | | 50.4 |
| 2. 積極的な住民参加 | | 12.4 |
| 3. 環境影響評価の実施 | | 41.0 |
| 4. 関係地域との安全協定等の締結 | | 37.7 |
| 5. 周辺対策のための基金の設置 | | 3.4 |
| 6. 福祉施設、集会所等の周辺公共施設の整備や給湯等の公共サービスの実施 | | 35.9 |
| 7. その他(具体的に:) | | 10.2 |
| NA | | 16.0 |

Q29 廃棄物対策を円滑に進めるに当たっては、廃棄物問題を総合的なまちづくりの中に正しく位置づけたり、都市計画や文化・生涯学習等、他の行政分野の施策・事業との複合的な政策を実施すべきとの意見がありますが、これについてどうお考えですか。(あてはまるもの1つに○)

- | | | |
|-------|----------------|------|
| 1. 賛成 | ————→ SQ29-1 へ | 73.7 |
| 2. 困難 | | 21.4 |
| NA | | 4.9 |

SQ29-1 貴市において具体的事例等があれば、お書きください。(自由記入)

[]

VI. ごみ処理の有料化

Q30 一般廃棄物の有料化についてお聞きします。貴市では、家庭系ごみと事業系ごみ(いずれも直接搬入を除く※以下同じ)を有料化していますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | | | |
|-------------------|---|-----------------|------|
| 1. 両方有料化している | → | SQ 30-1, 30-3 へ | 27.5 |
| 2. 家庭系ごみのみ有料化している | → | SQ 30-1 へ | 7.6 |
| 3. 事業系ごみのみ有料化している | → | SQ 30-3 へ | 41.9 |
| 4. どちらも有料化していない | → | SQ 30-2 へ | 22.9 |
| N A | | | 0.1 |

SQ30-1 家庭系ごみを有料化している市にその状況についてお聞きします。

(1) ごみ種類別の有料化の方法はどのようになっていますか。(下欄の1)・2)の項目ともあてはまるもの1つに○)

注) 下欄の1)・2)の項目において、2つ以上の選択肢が該当する場合には、最も比重が大きいものを1つ選択してください。

注) 例えば、「粗大ごみのみ有料」の場合には、1)の項目では選択肢5もしくは6に○をつけ、2)の項目では有料化の方法に該当する選択肢に○をつけてください。

	全 て 有 料			4. 多量の場合のみ有料	5. 無 料	6. 収集処理していない	N A
	1. 従量制	2. 定額制	3. 左記以外				
1) ごみ (粗大ごみ除く)	25.1	8.5	9.4	28.9	26.0	—	2.1
2) 粗大ごみ	26.4	25.5	11.5	14.5	11.5	8.5	2.1

※有料化の具体的方法(指定袋やステッカー等)や基準と手数料の額についての資料をご恵与ください。

(2) 現在、家庭系ごみの処理コストの負担は、どのような考えに基づいていますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|--------------------------------------|------|
| 1. 処理コストの多くを税金で負担し、有料化により一部を住民の負担とする | 90.2 |
| 2. 処理コストの一部を税金で負担し、有料化により多くを住民の負担とする | 4.7 |
| 3. 処理コストのすべてを有料化し住民が負担をする | — |
| N A | 5.1 |

(3) 家庭系ごみを有料化した主な理由は何ですか。(あてはまるもの2つ以内に○)

- | | |
|--------------------------|------|
| 1. リサイクルを促進するため | 20.0 |
| 2. ごみの減量化を図るため | 72.3 |
| 3. 住民のごみに対する関心を高めるため | 41.7 |
| 4. 増大するごみ処理コストの財源を確保するため | 22.1 |
| 5. その他(具体的に:) | 16.2 |
| N A | 3.4 |

(4) 有料化実施において、特にどのような工夫をしましたか。(あてはまるもの3つ以内に○)

- | | |
|--|------|
| 1. 広報誌・住民説明会等による啓発活動 | 74.0 |
| 2. 審議会等への住民参加等手続の整備 | 12.3 |
| 3. 議会の同意 | 46.0 |
| 4. 近隣都市との調整 | 20.4 |
| 5. ごみ処理コスト等情報の積極的公開・提供 | 10.2 |
| 6. 合理的な単価設定 | 19.6 |
| 7. 受け入れやすい有料化のしくみ(例: 指定袋導入や一定限度までは無料とするなど) | 36.6 |
| 8. その他(具体的に:) | 6.4 |
| 9. 特になし | 3.8 |
| N A | 5.1 |

(5) 有料化について今後どのような方針ですか。(あてはまるもの1つに○)

1) 手数料について

1. 現状維持	63.4
2. 引き上げる	23.0
3. 引き下げる	—
4. 廃止する	—
5. その他(具体的に:)	9.8
N A	3.8

2) 対象ごみについて

1. 拡大	23.8
2. 縮小	2.1
3. 現状維持	63.8
4. その他(具体)	5.5
N A	4.7

SQ30-2 家庭系ごみの有料化を実施していない市にお聞きします。今後、有料化の計画はありますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 有料化の計画がある	→(1)へ	3.3
2. 有料化に向けて検討中である	→(1)へ	47.1
3. 導入する考えはない	→(2)へ	48.4
N A		1.3

(1) 有料化を導入しようとする理由は何ですか。(あてはまるもの2つ以内に○)

1. リサイクルを促進するため	31.2
2. ごみの減量化を図るため	81.8
3. 住民のごみに対する関心を高めるため	45.5
4. 増大するごみ処理コストの財源を確保するため	27.3
5. その他(具体的に:)	5.2
N A	—

(2) 有料化を導入していない主な理由は何ですか。(あてはまるもの3つ以内に○)

01. リサイクル効果が期待できないため	1.4
02. ごみの減量効果が期待できないため	17.6
03. 不法投棄が増えると思われるため	58.1
04. 有料化にかかる費用(料金徴収や指定袋作成費用等)により、 かえって処理コストが上がると思われるため	16.2
05. 首長の政治姿勢のため	16.2
06. 住民の合意形成が難しいため	62.2
07. 議会の同意が得られないため	2.7
08. 家庭系ごみの有料化よりも、他の施策(分別強化や資源化、 事業系ごみの負担の強化等)の実施が必要なため	66.2
09. 住民の転入出が激しく安定した有料制の運用が難しいため	—
10. その他(具体的に:)	8.1
N A	—

SQ30-3 事業系ごみを有料化している市にその状況についてお聞きします。

(1) ごみ種類別の有料化の方法はどのようになっていますか。(下欄の1)・2)の各項目ともあてはまるもの1つに○)

注) 下欄の1)・2)の項目において、2つ以上の選択肢が該当する場合には、最も比重が大きいものを1つ選択してください。

注) 例えば、「粗大ごみのみ有料」の場合には、1)の項目では選択肢5もしくは6に○をつけ、2)の項目では有料化の方法に該当する選択肢に○をつけてください。

	全 て 有 料			4. 多量の場合 のみ有料	5. 無 料	6. 収集処理 していない	N A
	1.従量制	2.定額制	3.左記以外				
1)ごみ (粗大ごみ除く)	70.0	5.4	5.0	9.5	0.2	7.8	2.2
2)粗大ごみ	49.1	6.0	3.7	1.9	1.9	33.0	4.3

※有料化の基準と手数料の額についての資料をご恵与ください。

(2) 手数料の改定状況は、どのようになっていますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|---------------------|------|
| 1. 改定してから5年未満 | 58.2 |
| 2. 改定してから5年以上10年未満 | 19.0 |
| 3. 改定してから10年以上15年未満 | 5.6 |
| 4. 15年以上改定していない | 6.7 |
| N A | 10.6 |

Q31 全ての市にお聞きします。家庭系ごみの処理コストの負担のあり方について、今後どのようにしたらよいと考えていますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|--------------------------------------|------|
| 1. 処理コストのすべてを税金で負担する | 10.6 |
| 2. 処理コストの多くを税金で負担し、有料化により一部を住民の負担とする | 68.2 |
| 3. 処理コストの一部を税金で負担し、有料化により多くを住民の負担とする | 16.1 |
| 4. 処理コストのすべてを有料化し住民が負担をする | 1.0 |
| N A | 4.0 |

Q32 家庭系ごみの有料化の考え方についてお書きください。(自由記入)

Ⅶ. 政策対応の基本姿勢

- Q33 貴市では、ごみの減量化・資源化及び廃棄物管理を地域環境の整備等を含めて総合的に推進するために、環境基本条例を設けていますか。(あてはまるもの1つに○)
- | | |
|--|------|
| 1. 制定している(制定年 19 年) | 14.6 |
| 2. 制定している(制定年 19 年)が、ごみの減量化・リサイクル等は対象外 | 6.4 |
| 3. 条例はないが、総合的対応のための要綱等がある | 2.5 |
| 4. 本市には条例等はないが、都道府県の環境基本条例等がある | 31.1 |
| 5. 近々制定する予定である | 18.7 |
| 6. 特に、制定の必要はない | 12.1 |
| 7. その他(具体的に:) | 8.5 |
| N A | 6.0 |
- Q34 これからのごみの減量化・資源化及び廃棄物処理に当たってあえてお聞きますが、最優先に実施すべき課題は次のうちどれでしょうか。(あてはまるもの1つに○)
- | | |
|----------------|------|
| 1. 廃棄物の発生の抑制 | 68.6 |
| 2. リサイクルの推進 | 26.6 |
| 3. 廃棄物の処分 | 2.8 |
| 4. その他(具体的に:) | 1.3 |
| N A | 0.6 |
- Q35 これからのごみの減量化・資源化及び廃棄物処理の原則について、貴市ではどのように考えますか。中長期的な視点でお答えください。(あてはまるもの1つに○)
- | | |
|---|------|
| 1. リサイクル、分別、収集、処分等のすべてにわたって、自治体単位又は行政区域単位の自区内処理の原則が貫かれるべきである | 8.7 |
| 2. リサイクル、分別、収集、処分等のすべてにわたって、それぞれの機能ごとにそれにふさわしい処理の区域があり、その区域ごとに適切な処理が貫かれるべきである | 28.6 |
| 3. ごみや資源はその分別に関しては自区内処理を徹底すべきだが、それ以外のものは、業務の効率性、経済性により処理方法を選択すべきである | 23.2 |
| 4. 自区内処理にこだわらず、最も効率がよく、経済性の高い方法を選択すべきである | 36.2 |
| 5. その他(具体的に:) | 1.5 |
| N A | 1.9 |
- Q36 今後の廃棄物の排出者等との関係において、貴市では、都市自治体の責任範囲をどのように考えますか。中長期的視点に立ってお答えください。(あてはまるもの1つに○)
- | | |
|--|------|
| 1. 都市自治体はすべての廃棄物について収集・処理・処分等を推進する責任がある | 7.5 |
| 2. 自治体における廃棄物の処理処分等にも自ずと限界があり、廃棄物の中には収集・処理・処分しないものもあってよい | 88.2 |
| 3. その他(具体的に:) | 2.2 |
| N A | 2.1 |
- Q37 廃棄物行政における都市自治体の取り組みの基本的姿勢や政策原則等に関して、ご意見があればお書きください。(自由記入)
- []
- Q38 廃棄物行政に関して、国・都道府県・都市自治体間における情報の提供、財政支援、技術援助等の相互協力関係の今後のあり方についてご提言ください。(自由記入)
- [国に期待すること]
- [都道府県に期待すること]

VIII. 産業廃棄物への対応

Q39 貴市では、産業廃棄物に関してどのような状況ですか。(あてはまるもの全てに○)

01. 処分場が乱立している	5.2
02. 環境汚染が起きている	7.6
03. 不法投棄物の処分に困っている	38.6
04. 事業者に指導しているが従わない	16.0
05. 事業者が適正に処理している	18.1
06. 監視が行き届かない	33.9
07. 処分場立地で紛争が起きている	10.0
08. 処理施設の設置による経済的効果がある	1.2
09. その他(具体的に:)	10.3
10. 産廃に関係していない	20.8
N A	2.7

Q40 市役所等市の機関が排出する産業廃棄物(下水汚泥・公共施設の建設廃材等)について、どのようなことに力を入れていますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 発生抑制	34.2
2. 再生利用	38.6
3. 中間処理による減量化・減容化	24.4
4. 処理施設の設置	6.0
5. 処理・処分についての技術開発	3.7
6. 特になし	33.6
7. その他(具体的に:)	3.6
N A	1.6

Q41 貴市においては、産業廃棄物処分場の立地に関して、環境保全の立場から、条例・要綱等により規制を行っていますか。(あてはまるもの全てに○)

注) 条例・要綱等とは、「水源保護条例」などを指す

1. 条例を制定している	} 下記に名称と概要を記入してください	6.3
2. 要綱を制定している		6.7
3. その他で規制している		4.2
4. ない		80.3
N A		3.0

名称 []

概要 []

Q42 地方分権の観点から、「産業廃棄物処分場、処理施設の立地・構造基準などについては、国は最低基準を定めるにとどめ、地域の状況に応じた独自の基準を定めたり審査・規制などの事務を執行しうる権限を地域に密着した市に移譲すべきである。」という意見があります。これについて、貴市はどう思われますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | | |
|--------------|--------------|------|
| 1. 賛成である | 【 いずれもその理由 】 | 14.3 |
| 2. 反対である | | 43.5 |
| 3. どちらともいえない | | 35.1 |
| N A | | 7.0 |

Q43 今後、都市自治体の産業廃棄物対策として、中長期的にはどのような施策を実施していくべきと考えていますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|---|------|
| 1. 一定地域をゾーニングし処分場等の立地を規制する | 9.7 |
| 2. 住民協定の締結等の義務づけ、処分場の許可基準を強化する | 34.8 |
| 3. 環境基準の条例による上乘せ規制や立入権限等により処分場の維持・管理基準を強化する | 22.9 |
| 4. 公共関与の処理施設を設置し、自治体自ら管理運営していく | 16.4 |
| 5. その他(具体的に:) | 5.1 |
| N A | 11.1 |

Q44 産業廃棄物問題の解決のために、どのような要望がありますか。(あてはまるもの3つ以内に○)

- | | |
|----------------------------|------|
| 1. 発生抑制のため原材料や生産システムの改善を図る | 67.7 |
| 2. 減量化や再利用のために技術開発を進める | 49.5 |
| 3. マニフェスト制度等による廃棄物管理を徹底する | 25.6 |
| 4. 事業者責任を強化・明確化する | 72.3 |
| 5. 産廃問題についての国の政策を強化する | 46.3 |
| 6. その他(具体的に:) | 1.8 |
| N A | 5.4 |